
プロジェクト 四半期報告書制度の見直しへの対応

項目 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会では、2023 年 12 月 15 日に、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
 - ・ 企業会計基準公開草案第 80 号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」
 - ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 82 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
2. 本公開草案に対するコメントは 2024 年 1 月 19 日に締め切られ、13 通のコメント・レター（団体等 9 通、個人 4 通）が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。
3. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。
4. なお、公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討については、前回から変更していない。

公開草案を再度公表することの必要性

5. 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 20 条第 5 項では、以下のとおり記載されている（文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。）。

「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」

そのため、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

6. 本公開草案の公表以後、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
① みなし取得日又はみなし売却日に関する記載（中間会計基準 ¹ 第20項、BC17項及びBC18項）	本公開草案では、みなし取得日又はみなし売却日として扱うことが認められる決算日等について、「この決算日等には、期首、中間会計期間の末日又は中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日を含む。」としている。	「中間会計期間の期間内」を「その他」に文言を置き換えた。また、「その他の適切に決算が行われた日」が従来の四半期の実務を見直すことを意図したものではないこと、及び「その他の適切に決算が行われた」とは中間会計基準に準じた決算が行われることを想定している旨を記載した。	寄せられたコメントを踏まえ、文案の明確化を図るものである。本公開草案の提案内容を変更するものでないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
② 中間会計基準の適用初年度における比較情報の取扱いに関する記載（中間会計基準第38項、BC22項及びBC23項）	記載していない。	適用初年度における開示対象期間の中間財務諸表等について、中間会計基準を遡及適用する旨を記載した。	寄せられたコメントを踏まえ、文案の明確化を図るものである。再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要はないものと考えられる。
③ 中間洗替え法と中間切放し法の従前の会計方針との継続性に関する記載（中間	記載していない。	適用初年度において、従前の四半期財務諸表において採用していた会計方針（年度の会計方針との首尾一貫性が求められる会計方針を除く。）との継続	寄せられたコメントを踏まえ、文案の明確化を図るものである。再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要はないものと考え

¹ 審議事項(2)-3 企業会計基準第●号「中間財務諸表に関する会計基準」

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
会計基準 BC24 項)		性は求められない旨を記載した。	られる。
④ 経過措置の適用に関する記載（中間適用指針 ² 第 62 項、第 63 項及び BC2 項）	経過措置の適用に関して「本適用指針を適用する前に企業会計基準適用指針第 14 号『四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針』（以下「四半期適用指針」という。）に基づいて四半期切放し法を適用していた場合」等の条件を記載している。	中間会計基準等の適用初年度においては、従来作成していた財務諸表（四半期財務諸表）と異なる種類の財務諸表（中間財務諸表）を新たに作成することになると考えられるため、年度の会計方針との首尾一貫性が求められる会計方針を除き、新たに会計方針を採用することになると考えられることから、当該記載を削除した。	寄せられたコメント及び本資料③の文案の明確化を踏まえた変更である。再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑤ 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の適用範囲に関する記載（中間会計基準第 15 項及び第 30 項）	企業結合に係る暫定的な会計処理が中間連結会計期間又は中間会計期間に確定した場合の取扱いについて、企業結合会計基準（注 6）に準じて、企業結合日の属する中間連結会計期間又は中間会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う旨	前年度の中間連結会計期間又は中間会計期間以降に企業結合が行われた場合についても本公開草案の適用範囲に含まれることが明確となるように、遡及して会計処理を行う対象期間に連結会計期間及び事業年度をそれぞれ追加した。	寄せられたコメントを踏まえ、文案の記載の明確化を図るものである。本公開草案の提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

² 審議事項(2)-4 企業会計基準適用指針第●号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
	を記載している。		
⑥ 他の会計基準等の読替規定（中間会計基準第39項及びBC25項）	他の会計基準等における四半期財務諸表に関する取扱いに関して、中間会計基準が適用される中間財務諸表の作成においても継続して適用できるように読替規定を設けている。また、当該読替規定が適用される他の会計基準等の範囲については記載していない。	読替規定の適用にあたって、従前の四半期の実務を変更することを意図していない旨が明確となるように記載を見直した。また、読替規定が適用される他の会計基準等に日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針(Q&Aを含む)のうち会計処理の原則及び手続を定めたものが含まれる旨を明確にするために、記載を追加した。	寄せられたコメントを踏まえ、文案の記載の明確化を図るものである。本公開草案の提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

7. 上記の検討の結果、現状の文案では、公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。
8. なお、寄せられたコメントを踏まえ、本資料第6項①の文案の明確化に関連して会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」を所管している日本公認会計士協会への改正依頼を予定しており、日本公認会計士協会より公開草案が公表されることを想定している。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以 上